

建築工事届記入要領

建築工事届は、建築物の着工動態を明らかにする国の「建築着工統計調査」の基礎資料となる重要な書類です。

このため、書類の作成に当たっては記入漏れや誤りがないかなど十分に注意して作成する必要があります。

この「記入要領」を参考に建築工事届を作成いただき、建築統計や建築行政の推進にご協力いただきますようお願いします。

なお、建築工事届作成に当たっての基本的な事項は、建築基準法をご確認願います。

また、建築確認申請の審査において申請内容に訂正などがあった場合は、建築工事届も訂正が必要ですのでご注意ください。

熊本県土木部建築住宅局建築課

令和元年(2019年)12月

床面積の合計が10㎡を超える場合に提出が必要です。

第四十号様式（第八条関係）（A4）

建築基準法第15条第1項の規定による

建設地の「都道府県名」を忘れずに記入してください。

建築工事届
(第一面)

年 月 日

知事 様

建築主

氏名
郵便番号
住所
電話番号

建築主の押印が不要になりました。

工事施工者（設計者又は代理者）

氏名
営業所名（建築士事務所名）
郵便番号
所在地
電話番号

工事施工者が未定の場合は設計者または代理者を記入してください。

工事監理者

氏名
営業所名（建築士事務所名）
郵便番号
所在地
電話番号

建築確認

確認済証番号 第 年 月 日
確認済証交付年月日
確認済証交付者

建築工事に伴い、既存建物の除却がある場合には記入してください。

除却工事施工者

氏名
営業所名
郵便番号
所在地
電話番号

印

除却がある場合は押印が必要です。

※受付経由機関記載欄

工事監理者は構造規模によって、一級・二級・木造建築士でなければならない建築物がありますのでご注意ください。
《例》100㎡から300㎡までの木造で、平屋・2階建の建築物は、一級・二級・木造建築士でなければならない。 など

(第二面)

【イ. 種別】が「(4)会社」の場合のみ記入が必要です。
【ハ. 資本の額又は出資の総額】の記入漏れや桁間違いに注意してください。

【1. 建築主】

【イ. 種別】 (1)国 (2)都道府県 (3)市区町村
(4)会社 (5)会社でない団体 (6)個人

【ロ. 業種】 (1)農林水産業 (5)鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業 (3)製造業
(4)電気・ガス・熱供給・水道業 (5)情報通信業 (6)運輸業
(7)卸売業, 小売業 (8)金融業, 保険業 (9)不動産業
(10)宿泊業, 飲食サービス業 (11)医療, 福祉
(12)教育, 学習支援業
(13)その他のサービス業 (14)国家公務, 地方公務
(15)他に分類されないもの

【ハ. 資本の額又は出資の総額】 百万円

【2. 敷地の位置】

【イ. 地名地番】

【ロ. 都市計画】 (1)市街化区域 (2)市街化調整区域
(3)区域区分非設定都市計画区域 (4)準都市計画区域
(5)都市計画区域及び準都市計画区域外

忘れずに記入してください。

【3. 工事予定期間】

年 月 日から
年 月 日まで
年 月間

戸建住宅・長屋・共同住宅の場合は()に「01」と記入してください。

【4. 工事種別】 (1)新築 (2)増築 (3)改築 (4)移転

【5. 主要用途】 (1)居住専用建築物 ()
(2)居住産業併用建築物 ()
(3)産業専用建築物 ()

【6. 一の建築物ごとの内容】

【イ. 番号】 () () () ()

【ロ. 用途】 (多用途) (多用途) (多用途)
(1)事務所等 (1)事務所等 (1)事務所等
(2)物品販売業を営む店舗等 (2)物品販売業を営む店舗等 (2)物品販売業を営む店舗等
(3)工場, 作業場 (3)工場, 作業場 (3)工場, 作業場
(4)倉庫 (4)倉庫 (4)倉庫
(5)学校 (5)学校 (5)学校
(6)病院, 診療所 (6)病院, 診療所 (6)病院, 診療所
(9)その他 (9)その他 (9)その他

建築物に2以上の用途がある場合には最大の床面積の用途を選択してください。

【ハ. 工事部分の構造】 (1)木造 (1)木造 (1)木造
(2)鉄骨鉄筋コンクリート造 (2)鉄骨鉄筋コンクリート造 (2)鉄骨鉄筋コンクリート造
(3)鉄筋コンクリート造 (3)鉄筋コンクリート造 (3)鉄筋コンクリート造
(4)鉄骨造 (4)鉄骨造 (4)鉄骨造
(5)コンクリートブロック造 (5)コンクリートブロック造 (5)コンクリートブロック造
(6)その他 (6)その他 (6)その他

主たる構造を1つだけ選択してください。

金額は建築設備工事費を含めてください。
※土地代・造成費用は含みません。

【ニ. 工事部分の床面積の合計】 () m²

【ホ. 建築工事費予定額】 () 万円

【ヘ. 地上の階数】 ()

【ト. 地下の階数】 ()

忘れずに記入してください。

【7. 新築工事の場合における敷地面積】 m²

敷地単位で新築の場合に記入してください。

【5. 主要用途】が住宅以外の場合は(第三面)の記入は不要です。

(第三面)

新たに住戸数が増加する場合には「新設」を、それ以外は「その他」を選択してください。

【1. 住宅部分の概要】

【イ. 番号】

【ロ. 新設とその他の別】 新設 ((1)新築 (2)増築 (3)改築)
 その他 ((2)増築 (3)改築)

【ハ. 資金】 (1)民間資金 (2)公営 (3)独立行政法人住宅金融支援機構
 (4)独立行政法人都市再生機構 (5)その他

【ニ. 建築工法】 (1)在来工法 (2)プレハブ工法 (3)枠組壁工法

【ホ. 種類】 (1)専用住宅 ((1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅)
 (2)併用住宅 ((1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅)
 (3)その他の住宅 ((1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅)

【ヘ. 利用関係】 ((1)持家) ((2)貸家) ((3)給与住宅) ((4)分譲住宅)

【ト. 戸数】 (戸) (戸) (戸) (戸)

【チ. 工事部分の床面積の合計】 (m²) (m²) (m²) (m²)

銀行等の融資で建築される際も「(1)民間資金」を選択してください。

住宅部分のみの面積を記入してください。

併用住宅は住宅以外(店舗・事務所等)の部分を除いた面積を記入してください。
 共同住宅は共有部分(廊下・エントランス等)を含めた面積を記入してください。

【1. 建築主】が「(4)会社」の場合は持家を取得できないため「(1)持家」を選択しないでください。

建売住宅の場合は分譲住宅を選択してください。

(第四面)

- 【1. 主要用途】 (1)居住専用建築物 ()
 (2)居住産業併用建築物 ()
 (3)産業専用建築物 ()
- 【2. 除却要因】 (1)老朽して危険があるため (2)その他
- 【3. 構造種別】 (1)木造 (2)その他
- 【4. 建築物の数】
- 【5. 住宅の戸数】 戸
- 【6. 住宅の利用関係】 (1)持家 (2)貸家 (3)給与住宅
- 【7. 建築物の床面積の合計】 m²
- 【8. 建築物の評価額】 千円

建築工事に伴い既存建築物の除却がある場合には記入してください。

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ① 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② ※印のある欄は記入しないでください。
- ③ 除却工事施工者欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合に記入してください。

3. 第二面関係

- ① 1欄の「イ」、2欄の「ロ」、4欄及び6欄の「ハ」は、該当する番号を○印で囲んでください。
- ② 1欄の「イ」において、「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいい、特別の法律により設立された法人で会社であるものを含みます。
- ③ 1欄の「ロ」及び「ハ」は、建築主が会社であるときのみ記入してください。
- ④ 1欄の「ロ」は、該当する番号（兼業の場合は、売上高の最も大きいもの）を○印で囲んでください。
- ⑤ 2欄の「ロ」において、「区域区分非設定都市計画区域」とは、区域区分が定められていない都市計画区域をいいます。
- ⑥ 増築と改築とを同時に行うときは、4欄は床面積の大きい方の工事によって区分してください。
- ⑦ 5欄は、(1)から(3)までのうち該当する番号を○印で囲んでください。
- ⑧ 5欄において「(1)居住専用建築物」に該当する場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。

主要用途の区分	記号
居住専用住宅（附属建築物を除く。）	01
居住専用住宅附属建築物（物置，車庫等）	02
寮，寄宿舎，合宿所（附属建築物を除く。）	03
寮，寄宿舎，合宿所附属建築物（物置，車庫等）	04
他に分類されない居住専用建築物	05

- ⑨ 5欄において「(2)居住産業併用建築物」及び「(3)産業専用建築物」に該当する場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。また、一敷地内に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と新たに建築する部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号
農林水産業	農業，林業，漁業，水産養殖業	11
鉱業，採石業，砂利採取業，建設業	鉱業，採石業，砂利採取業	12
	建設業	13
製造業	食料品製造業，飲料・たばこ・飼料製造業，繊維工業，木材・木製品製造業，家具・装備品製造業，パルプ・紙・紙加工品製造業，印刷・同関連業，プラスチック製品製造業（記号15から記号18までに該当するものを除く。），窯業・土石製品製造業	14
	化学工業，石油製品・石炭製品製造業	15
	鉄鋼業，非鉄金属製造業，金属製品製造業	16
	はん用機械器具製造業，生産用機械器具製造業，業務用機械器具製造業，電子部品・デバイス・電子回路製造業，電気機械器具製造業，情報通信機械器具製造業，輸送用機械器具製造業，	17
	ゴム製品製造業，なめし革・同製品・毛皮製造業，その他の製造業	18
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	19
	ガス業	20
	熱供給業	21
	水道業	22
情報通信業	通信業	23
	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業	24
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業を除く。）	25
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業に限る。）	26
運輸業	鉄道業，道路旅客運送業，道路貨物運送業，水運業，航空運輸業，倉庫業，運輸に附帯するサービス業	27

卸売業，小売業	卸売業，小売業	28
金融業，保険業	金融業，保険業	29
不動産業	不動産取引業，不動産賃貸業・管理業（駐車場業を除く。）	30
	不動産賃貸業・管理業（駐車場業に限る。）	31
宿泊業，飲食サービス業	宿泊業	32
	飲食店，持ち帰り・配達飲食サービス業	33
教育，学習支援業	学校教育	34
	その他の教育，学習支援業（社会教育に限る。）	35
	その他の教育，学習支援業（学習塾及び教養・技能教授業に限る。）	36
	その他の教育及び学習支援業（記号35及び記号36に該当するものを除く。）	37
医療，福祉	医療業，保健衛生	38
	社会保険・社会福祉・介護事業	39
その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。），郵便局	40
	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体	41
	その他の生活関連サービス業（旅行業に限る。）	42
	娯楽業	43
	宗教	44
	物品賃貸業，専門サービス業，広告業，技術サービス業，洗濯・理容・美容・浴場業，その他の生活関連サービス業（旅行業を除く。），協同組合，サービス業（他に分類されないもの）（記号41及び記号44に該当するものを除く。）	45
国家公務，地方公務	国家公務，地方公務	46
他に分類されないもの	他に分類されないもの	99

⑩ 6欄は、一の建築物（1棟）ごとに記入してください。

⑪ 6欄の「イ」は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、一の建築物（1棟）ごとに通し番号を付し、その番号を記入し、「ロ」は、該当する番号を○印で囲んでください。なお、一の建築物中に、2種類以上の用途（既存部分があるときは、その用途を含む。）があるときは、「多用途」を○印で囲み、一番大きい床面積の用途について記入してください。居住産業併用建築物については、産業の用に供する部分について該当する番号を○印で囲んでください。

⑫ 6欄の「ロ」において、「事務所等」とは、事務所、地方公共団体の支庁若しくは支所、税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの又は銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗をいいます。「物品販売業を営む店舗等」とは、物品販売業を営む店舗、飲食店、料理店又はキャバレー、カフェー、ナイトクラブ若しくはバーをいいます。「学校」とは、学校の校舎、体育館その他これらに類するものをいいます。「その他」は、居住専用建築物又は(1)から(6)までに該当しない建築物をいいます。

⑬ 6欄の「ホ」は、建築設備費を含んだ額を記入してください。

4. 第三面関係

① 第三面は、建築物が住宅か又は住宅を含むときは、当該建築物ごとに作成してください。

② 1欄の「イ」は、第二面の6欄の「イ」に記入した番号と同じ番号を記入してください。

③ 1欄の「ロ」から「へ」までは、該当する番号を○印で囲んでください。

④ 1欄の「ロ」において、「新設」とは、新築、増築又は改築によつて居室、台所及び便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られるものをいいます。例えば、既存住宅の棟続きであっても、居室、台所又は便所を整えて独立して居住し得るものは「新設」に含まれます。「その他」とは、増築又は改築によつて造られる住宅で新設に該当しないものをいいます。例えば、一敷地内に既存住宅があつて、別棟に50平方メートルの居室だけを建築しても、新たに造られた部分だけでは独立して居住し得ないから「その他」に含まれます。

⑤ 1欄の「ハ」は、当該住宅が新設のときのみ記入してください。「民間資金」住宅とは、国、地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構等の公的な機関の資金に全くよらず、民間資金のみで建てる住宅をいいます。「独立行政法人住宅金融支援機構」住宅とは、独立行政法人住宅金融支援機構から建設資金の融資を受けた住宅をいい、融資額の大小は問いません。

- ⑥ 1 欄の「ニ」において、「在来工法」とは、プレハブ工法及び枠組壁工法以外の工法をいいます。「プレハブ工法」とは、住宅の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の主要構造部材を工場で生産し、現場で組立建築する工法をいいます。「枠組壁工法」とは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法で、一般的には、ツーバイフォー工法といわれるものです。
- ⑦ 1 欄の「ホ」において、「その他の住宅」とは、主に工場、学校、官公署、旅館、下宿屋、浴場、社寺等の建築物に付属して、これと結合している住宅をいいます。「長屋建住宅」とは、廊下、階段等を共用しない2戸以上の住宅を連続する建て方の住宅（連続建）をいい、廊下、階段等を共用しないで2戸以上の住宅を重ねたもの（重ね建）を含みます。「共同住宅」とは、長屋建住宅以外の住宅で、一の建築物内に2戸以上の住宅があるものをいい、一般的には、アパート又はマンションといわれるものです。
- ⑧ 一件の建築工事で1欄の「へ」の(1)から(4)までに掲げる住宅の利用関係が2種類以上となる場合は、1欄の「ト」及び「チ」は当該住宅の利用関係の種類ごとに記入してください。

5. 第四面関係

- ① 第四面は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合において、当該除却しようとする建築物について記入してください。
- ② 1 欄は、(1)から(3)までのうち該当する番号を○印で囲んでください。
- ③ 1 欄において「(1)居住専用建築物」に該当する場合は、（注意）3. ⑧に準じて括弧内に該当する記号を記入してください。
- ④ 1 欄において「(2)居住産業併用建築物」及び「(3)産業専用建築物」に該当する場合は、（注意）3. ⑨に準じて括弧内に該当する記号を記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。
- ⑤ 2 欄、3 欄及び6 欄は、該当する番号を○印で囲んでください。

建築物除却届記入要領

建築物除却届は、建築物を除却しようとする場合に都道府県知事に届け出る書類です。

建築基準法第15条により、建築物の除却の工事を施工する者が届け出なければならぬとされています。

書類の作成に当たっては記入漏れや誤りがないかなど十分に注意して作成する必要があります。

この「記入要領」を参考に建築物除却届を作成いただきますようお願いいたします。

なお、建替を伴う除却工事の場合は、建築物除却届ではなく、建築工事届にて届け出を行っていただきますようお願いいたします。

床面積の合計が10㎡を超える
場合に提出が必要です。

建築基準法第15条第1項の規定による

建築物除却届

「都道府県名」を忘れずに
記入してください。

（第一面）

知事 様

年 月 日

除却工事施工者
郵便番号
住所
氏名
電話番号

印

押印が必要です。

※受付経由機関記載欄

除却工事が完了する日付を記入してください。

(第二面)

居住専用建築物に該当する場合は()に「01から05」までの記号を記入してください。

※中段(注意)2. 第二面関係 ③ により主要用途の区分を記入してください。

【 1. 除却場所】

【 2. 除却予定年月日】 年 月 日

【 3. 主要用途】 (1)居住専用建築物 ()
 (2)居住産業併用建築物 ()
 (3)産業専用建築物 ()

【 4. 除却原因】 (1)老朽して危険があるため (2)その他

【 5. 構造種別】 (1)木造 (2)その他

【 6. 建築物の数】

【 7. 住宅の戸数】 戸

【 8. 住宅の利用関係】 (1)持家 (2)借家 (3)給与

【 9. 建築物の床面積の合計】 m²

【10. 建築物の評価額】 千円

居住産業併用建築物および産業専用建築物に該当する場合は()に「11から46、99」の記号を記入してください。

※中段(注意)2. 第二面関係 ④ により主要用途の区分を記入してください。

忘れずに記入してください。

《例1》

1棟2戸の長屋を除却した場合は、

【6. 建築物の数】 1

【7. 住宅の戸数】 2戸

《例2》

1棟6戸の長屋のうち3戸を除却した場合は、

【6. 建築物の数】 1

【7. 住宅の戸数】 3戸

(注意)

1. 第一面関係

① 除却工事施工者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を捺印することができます。

② ※印のある欄は記入しないでください。

2. 第二面関係

① 各欄は、除却しようとする建築物について記入してください。

② 3欄は、(1)から(3)までのうち該当する番号を○印で囲んでください。

③ 3欄において「(1)居住専用建築物」に該当する場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。

主要用途の区分	記号
居住専用住宅（附属建築物を除く。）	01
居住専用住宅附属建築物（物置、車庫等）	02
寮、寄宿舎、合宿所（附属建築物を除く。）	03
寮、寄宿舎、合宿所附属建築物（物置、車庫等）	04
他に分類されない居住専用建築物（物置、車庫等）	05

④ 3欄において「(2)居住産業併用建築物」及び「(3)産業専用建築物」に該当する場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分	記号
農林水産業	11
農業、林業、漁業、水産養殖業	11
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	12
建設業	13
製造業	14
食料品製造業、飲料・たばこ・資料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、プラスチック製品製造業（記号15から記号18までに該当するものを除く。）、窯業・土石製品製造業	14
化学工業、石油製品・石炭製品製造業	15
鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	16
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業	17

	器具製造業	
	ゴム製品製造業, なめし革・同製品・毛皮製造業, その他の製造業	18
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	19
	ガス業	20
	熱供給業	21
	水道業	22
情報通信業	通信業	23
	放送業, 情報サービス業, インターネット附随サービス業	24
	映像・音声・文字情報製作業 (新聞業及び出版業を除く。)	25
	映像・音声・文字情報製作業 (新聞業及び出版業に限る。)	26
運輸業	鉄道業, 道路旅客運送業, 道路貨物運送業, 水運業, 航空運輸業, 倉庫業, 運輸に附帯するサービス業	27
卸売業, 小売業	卸売業, 小売業	28
金融業, 保険業	金融業, 保険業	29
不動産業	不動産取引業, 不動産賃貸業・管理業 (駐車場業を除く。)	30
	不動産賃貸業・管理業 (駐車場業に限る。)	31
宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業	32
	飲食店, 持ち帰り・配達飲食サービス	33
教育, 学習支援業	学校教育	34
	その他の教育及び学習支援業 (社会教育に限る。)	35
	その他の教育及び学習支援業 (学習塾及び教養・技能教授業に限る。)	36
	その他の教育及び学習支援業 (記号 35 及び記号 36 に該当するものを除く。)	37
医療, 福祉	医療業, 保健衛生	38
	社会保険・社会福祉・介護事業	39
その他のサービス業	郵便業 (信書便事業を含む。), 郵便局	40
	学術・開発研究機関, 政治・経済・文化団体	41
	その他の生活関連サービス業 (旅行業に限る。)	42
	娯楽業	43
	宗教	44
	物品賃貸業, 専門サービス業, 広告業, 技術サービス業, 洗濯・理容・美容・浴場業, その他の生活関連サービス業 (旅行業を除く。), 協同組合, サービス業 (他に分類されないもの) (記号 41 及び記号 44 に該当するものを除く。)	45
	国家公務, 地方公務	46
他に分類されないもの	99	

⑤ 4 欄、5 欄及び 8 欄は、該当する番号を○印で囲んでください。

～ 熊本県からのお願い ～

定期報告対象物件である昇降機等を廃止する場合、熊本県建築基準法施行細則第16条の3の規定に基づき、「昇降機等の廃止等届」の提出が義務付けられています。

当該届が提出されていない場合、所有者（または管理者）として登録されている方へ、定期報告の対象として案内や問い合わせを行うことがありますので、くれぐれも提出漏れが無いようをお願いいたします。

○熊本県建築基準法施行細則

第16条の3 抜粋

昇降機等の所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。)は、当該昇降機等を廃止し、又はその使用を休止し、若しくは再開したときは、その日から2週間以内に、昇降機等の廃止等届(別記第22号様式)を知事に提出しなければならない。

〈昇降機等の廃止等届の提出先〉

建築物の場所	担当部署名	TEL
宇土市、宇城市、美里町、 上益城郡、上天草市、苓北町	県央広域本部土木部 景観建築課	096-273-9634
荒尾市、玉名市、玉名郡、 山鹿市、菊池市	県北広域本部土木部 景観建築課	0968-25-2729
合志市、大津町、菊陽町、 阿蘇市、阿蘇郡		0968-25-2724
氷川町、水俣市、芦北町、 津奈木町、人吉市、球磨郡	県南広域本部土木部 景観建築課	0965-33-3117

※熊本市、八代市及び天草市管内につきましては、様式が異なりますので、それぞれの建築担当部署にお問い合わせください。